

保有個人情報訂正請求書

令和 年 月 日

独立行政法人
駐留軍等労働者労務管理機構理事長 殿

（ふりがな）

氏名：（法定代理人又は任意代理人にあってはその者の氏名）

住所又は居所：（法定代理人又は任意代理人にあってはその者の住所）

〒

TEL （ ）

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第91条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

記

1 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日等

（訂正請求に係る保有個人情報が特定できるよう、訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日、開示決定通知の文書番号、請求する保有個人情報の内容等をできるだけ具体的に記載してください。）

2 訂正請求の趣旨及び理由

（訂正請求の趣旨は「〇〇を△△に訂正せよ。」のように本請求においてどのような訂正を求めているかについての結論を、理由にそれを裏付ける根拠を、できるだけ具体的に記載してください。）

3 本人確認等

1	訂正請求者	☐ 本人	☐ 法定代理人	☐ 任意代理人
2	請求者確認書類	☐ 運転免許証 ☐ 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） ☐ 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 ☐ その他（ ）		
※	請求書を送付して請求する場合には、上記の写しに加えて、住民票の写しを添付してください。			
3	本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）	ア 本人の状況 ☐ 未成年者（ 年 月 日生） ☐ 成年被後見人 ☐ 任意代理人委任者 （ふりがな） イ 本人の氏名 ウ 本人の住所又は居所		
4	法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示又は提出してください。	請求資格確認書類 ☐ 戸籍謄本 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他（ ）		
5	任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。	請求資格確認書類 ☐ 委任状		

別記第18号様式（裏面）

＜記載に当たっての注意事項＞

1 「氏名」「住所又は居所」

あなたの氏名及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により、訂正決定通知等を行うことになりますので、正確に記入願います。

また、連絡等を行う際に必要になりますので、電話番号も記載してください。

なお、法定代理人又は任意代理人（以下「代理人」という。）による訂正請求の場合には、代理人の氏名、住所又は居所、電話番号を記載してください。

2 「訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日等」

保有個人情報の開示の実施を受けた日等を記載してください。

なお、保有個人情報の訂正請求ができるのは次に掲げるものです。

- （1）開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報（法第90条第1項第1号）
- （2）開示決定に係る保有個人情報であって、法第88条第1項の他の法律又はこれに基づく命令の規定により開示を受けたもの（法第90条第1項第2号）

3 「訂正請求の趣旨及び理由」

訂正請求の趣旨は、本請求においてどのような訂正を求めるか（正確な事実を書き換えるのか、追加か、削除か等）についての結論を、「〇〇を△△に訂正せよ。」のように、できるだけ具体的に記載してください。理由は、訂正請求の趣旨を裏付ける根拠を、できるだけ具体的に記載してください。

4 訂正請求の期限について

訂正請求は、法第90条第3項の規定により、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならないこととなっています。

5 本人確認書類等

（1）窓口来所による訂正請求の場合

窓口に来所して訂正請求をする場合、本人確認のため、個人情報の保護に関する法律施行令第29条において読み替えて準用する同令第22条（第4項及び第5項を除く。）に規定する運転免許証、個人番号カード（住民基本台帳カード（注）、ただし個人番号通知カードは不可）、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類を提示又は提出してください。

（注）住民基本台帳カードは、その効力を失うか、個人番号カードの交付を受ける時まで個人番号カードとみなされ、引き続き使用可能です。

（2）送付による訂正請求の場合

保有個人情報訂正請求書を送付して訂正請求をする場合には、（1）の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し（ただし、訂正請求の前30日以内に作成されたものに限りません。）を提出してください。住民票の写しは、市町村が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。住民票の写しが提出できない場合は、訂正請求窓口事前に相談してください。

なお、個人番号カードを複写機により複写したものを提出する場合は、表面のみ複写し、住民票の写しに個人番号の記載がある場合、当該個人番号を黒塗りしてください。

また、資格確認書等を複写機により複写したものを提出する場合は、保険者番号及び被保険者等記号・番号を黒塗りにしてください。

（3）代理人による訂正請求の場合

「本人の状況等」欄は、代理人による訂正請求の場合に記載してください。

代理人のうち、法定代理人が訂正請求をする場合には、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登録事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類（ただし、訂正請求の前30日以内に作成されたものに限りません。）を提示又は提出してください。なお、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類は、市町村等が発行する公文書であり、その複写物による提示又は提出は認められません。

代理人のうち、任意代理人が訂正請求をする場合には、委任状（ただし、訂正請求の前30日以内に作成されたものに限りません。）を提示し、又は提出してください。ただし、①委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書（ただし、訂正請求の前30日以内に作成されたものに限りません。）を添付するか又は②委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし個人番号通知カードは不可）等本人に対しに限り発行される書類の写しを併せて提示し、又は提出してください。なお、委任状は、その複写物による提示又は提出は認められません。